

クーリングシェルターについて

五城目町住民生活課

1. クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは？

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を申請に基づいてクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定したもので、住民等が暑さをしのぐため一時的に休息できる施設のことです。

2. クーリングシェルターの要件は？

指定に必要な施設の要件は以下の3つです。

- ① 冷房設備を有すること
- ② 秋田県に熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、当該施設を住民等に開放することができること
- ③ 住民等の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保すること
※ 申請される受入可能人数の方が滞在できるスペースがあればよく、室温や広さ、専用室等を設ける等の条件はありません。

3. 指定されるとどうなりますか？

町ホームページ、広報等で公表させていただくほか、さまざまな手段で住民へ広報・周知を行い、活用を呼び掛けます。

4. 熱中症特別警戒アラートが発表されたときだけ受け入れればいいですか？

アラートが発表された時はもちろんですが、発表されていないときも、運用期間中は受け入れをお願いします。

※ 五城目町のクーリングシェルター運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同じです。

5. 具体的に何をすればいいですか？

通常の開館時間・営業時間内で、既存のスペース等で住民等の方の受け入れをお願いします。

- ※ このために専用スペースや専用室を設けていただく必要はありません。
- ※ 具合が悪そうなお方がおられましたら、お声かけ等をお願いします。
- ※ クーリングシェルターであることを示すポスター等の掲示をお願いします。

別紙 1

6. 熱中症特別警戒アラートが発表されたら、休みの日でも開放が必要ですか？
申請時の「開放可能日時」で受け入れをお願いします。営業時間外や休館日・休日の開放をお願いするものではありません。

7. 受入可能人数を超えて住民等が来られた場合はどうすればいいですか？
申請時の「受入可能人数」を超えた人数が来られた場合でも、滞在が可能であれば受け入れが可能です。
営業等に支障が出ない範囲で、施設・店舗でご判断ください。

8. クーリングシェルトアの指定を解除してほしいときはどうすればいいですか？
また、指定を希望する場合は、毎年申請が必要ですか？
指定を取り下げたい場合や申請事項に変更が生じた際は、お手数ですが五城目町住民生活課へご連絡をお願いします。
来年以降につきましては、取り下げのお申し出がない場合自動的に指定を継続させていただきます。

9. 冷房その他に必要な経費は払ってもらえますか？
申し訳ありませんが、一切の経費は各施設において負担ください。
営業等に支障のない範囲での対応をお願いします。

上記のほか、ご質問や疑問等がございましたら、下記までご連絡ください。

五城目町 住民生活課

T E L : 018-852-5112

メール : chomin@town.gojome.lg.jp